

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を定める件

(適格格付機関の格付と格付区分との対応関係)

第三条 ソルベンシー・マージン比率告示第一条第七号に規定する適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分（以下「格付区分」という。）は、次の各号に掲げる格付の種類に応じ、当該各号の表に定めるとおりとする。ただし、債務者が格付の付与された債務を履行しないときは、当該格付を付与された債務の格付に対応する格付区分は、当該各号の規定にかかわらず、債務不履行状態とする。

一 個別格付又は債務者信用力格付

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	S & P グローバル・レーティング	フィッチ・レーティングス
1	AAA	AAA	Aaa	AAA	AAA
2	AA	AA	Aa	AA	AA
3	A	A	A	A	A
4	BBB	BBB	Baa	BBB	BBB
5	BB	BB	Ba	BB	BB
6	B	B	B	B	B
7	CCC 以下	CCC 以下	Caa 以下	CCC 以下	CCC 以下

二 短期格付

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	S & P グローバル・レーティング	フィッチ・レーティングス
1					
2	a-1	J-1	P-1	A-1	F1
3	a-2	J-2	P-2	A-2	F2
4	a-3	J-3	P-3	A-3	F3
5					
6	b	NJ	NP	B	B
7	c	D		C 以下	C 以下

三 財務力格付

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	S & P グローバル・レーティング	フィッチ・レーティングス
1	AAA	AAA	Aaa	AAA	AAA
2	AA	AA	Aa	AA	AA
3	A	A	A	A	A
4	BBB	BBB	Baa	BBB	BBB

5	BB	BB	Ba	BB	BB
6	B	B	B	B	B
7	CCC 以下	CCC 以下	Caa 以下	CCC 以下	CCC 以下